

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

本市の国民健康保険税率は、平成27年度から昨年度まで基金を活用しながら据え置きとしてきたが、令和9年度の県の保険料率統一に向けて、令和6年度の税率引き上げに続き令和7年度も各区分の税率の改定が必要となったことから、甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税の医療分における被保険者に係る所得割額の税率を「100分の7.0」から「100分の7.35」に引き上げることとします。

【第3条第1項関係】

(2) 国民健康保険税の医療分における被保険者に係る均等割額を「2万4,500円」から「2万5,700円」に引き上げることとします。

【第5条関係】

(3) 国民健康保険税の医療分における世帯に係る平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「2万円」から「2万800円」に、特定世帯においては、「1万円」から「1万400円」に、特定継続世帯においては、「1万5,000円」から「1万5,600円」に引き上げることとします。

【第5条の2関係】

(4) 国民健康保険税の後期高齢者支援金分における被保険者に係る所得割額の税率を「100分の2.5」から「100分の2.7」に引き上げることとします。

【第6条関係】

(5) 国民健康保険税の後期高齢者支援金分における被保険者に係る均等割額を「8,300円」から「9,900円」に引き上げることとします。

【第7条の2関係】

(6) 国民健康保険税の後期高齢者支援金分における世帯に係る平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「6,600円」から「7,300円」に、特定世帯においては、「3,300円」から「3,650円」に、特定継続世帯においては、「4,950円」から「5,475円」に引き上げることとします。

【第7条の3関係】

(7) 国民健康保険税の介護分における被保険者に係る所得割額の税率を「100分の2.3」から「100分の2.35」に引き上げることとします。

【第8条関係】

(8) 国民健康保険税の介護分における被保険者に係る均等割額を「1万円」から「1万800円」に引き上げることとします。

【第9条の2関係】

(9) 国民健康保険税の介護分における世帯に係る平等割額を「6,300円」から「6,000円」に引き下げることとします。

【第9条の3関係】

(10) 国民健康保険税の7割軽減世帯における被保険者に係る均等割額軽減額を、医療分については、「1万7,150円」から「1万7,990円」に、後期高齢者支援金分については、「5,810円」から「6,930円」に、介護分については、「7,000円」から「7,560円」に引き上げることとします。

また、世帯に係る平等割額軽減額を、医療分については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「1万4,000円」から「1万4,560円」に、特定世帯においては、「7,000円」から「7,280円」に、特定継続世帯においては、「1万500円」から「1万920円」に、後期高齢者支援金分については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「4,620円」から「5,110円」に、特定世帯においては、「2,310円」から「2,555円」に、特定継続世帯においては、「3,465円」から「3,833円」に引き上げることとします。

介護分については、「4,410円」から「4,200円」に引き下げることとします。

【第23条第1項第1号関係】

(11) 国民健康保険税の5割軽減世帯における被保険者に係る均等割額軽減額を、医療分については、「1万2,250円」から「1万2,850円」に、後期高齢者支援金分については、「4,150円」から「4,950円」に、介護分については、「5,000円」から「5,400円」に引き上げることとします。

また、世帯に係る平等割額軽減額を、医療分については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「1万円」から「1万400円」に、特定世帯においては、「5,000円」から「5,200円」に、特定継続世帯においては、「7,500円」から「7,800円」に、後期高齢者支援金分については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「3,300円」から「3,650円」に、特定世帯においては、「1,650円」から「1,825円」に、

特定継続世帯においては、「2,475円」から「2,738円」に引き上げることとします。

介護分については、「3,150円」から「3,000円」に引き下げることとします。

【第23条第1項第2号関係】

(12) 国民健康保険税の2割軽減世帯における被保険者に係る均等割額軽減額を、医療分については、「4,900円」から「5,140円」に、後期高齢者支援金分については、「1,660円」から「1,980円」に、介護分については、「2,000円」から「2,160円」に引き上げることとします。

また、世帯に係る平等割額軽減額を、医療分については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「4,000円」から「4,160円」に、特定世帯においては、「2,000円」から「2,080円」に、特定継続世帯においては、「3,000円」から「3,120円」に、後期高齢者支援金分については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「1,320円」から「1,460円」に、特定世帯においては、「660円」から「730円」に、特定継続世帯においては、「990円」から「1,095円」に引き上げることとします。

介護分については、「1,260円」から「1,200円」に引き下げることとします。

【第23条第1項第3号関係】

(13) 国民健康保険税の医療分における未就学児に係る均等割額軽減額を、7割軽減世帯については、「3,675円」から「3,855円」に、5割軽減世帯については、「6,125円」から「6,425円」に、2割軽減世帯については、「9,800円」から「1万280円」に、軽減非該当世帯については「1万2,250円」から「1万2,850円」に引き上げることとします。

【第23条第2項第1号関係】

(14) 国民健康保険税の後期高齢者支援金分における未就学児に係る均等割額軽減額を、7割軽減世帯については、「1,245円」から「1,485円」に、5割軽減世帯については、「2,075円」から「2,475円」に、2割軽減世帯については、「3,320円」から「3,960円」に、軽減非該当世帯については「4,150円」から「4,950円」に引き上げることとします。

【第23条第2項第2号関係】

(15) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

【付則関係】

3 現行税率との比較

区 分		令和6年度	令和7年度(案)	現行税率との差
医療分 (医療給付費分)	所得割	7.0%	7.35%	+0.35%
	均等割	24,500円	25,700円	+1,200円
	平等割	20,000円	20,800円	+800円
支援金分 (後期高齢者 支援分)	所得割	2.5%	2.7%	+0.2%
	均等割	8,300円	9,900円	+1,600円
	平等割	6,600円	7,300円	+700円
介護分 (介護納付金分)	所得割	2.3%	2.35%	+0.05%
	均等割	10,000円	10,800円	+800円
	平等割	6,300円	6,000円	▲300円
合 計	所得割	11.8%	12.40%	+0.60%
	均等割	42,800円	46,400円	+3,600円
	平等割	32,900円	34,100円	+1,200円

4 この改正による税収への影響

税率改正による国民健康保険税額の増額見込 約48,000千円

【参考】 税率改正による年税額シミュレーション

モデルケース (条件)	現行税額	試算税率	増加額	増加率
A 2人(65歳以上)、 所得なし(年金110万円)【7割軽減】	27,600	29,700	2,100	7.6%
B 3人(40歳代夫婦と子10歳)、 営業所得80万円【5割軽減】	119,200	126,900	7,700	6.5%
C 3人(40歳代夫婦と子10歳)、 所得167万円(給与収入250万円)【2割軽減】	267,300	283,600	16,300	6.1%
D 3人(40歳代夫婦と子10歳)、 営業所得300万円	454,500	480,900	26,400	5.8%
E 3人(40歳代夫婦と子10歳)、 営業所得400万円	572,500	604,900	32,400	5.7%
F 3人(40歳代夫婦と子10歳)、 所得610万円(給与収入800万円)	820,300	865,400	45,100	5.5%

【参考】 県が示す令和7年度標準保険料

	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割
医療	7.54%	32,399	21,966
支援	2.80%	11,881	8,055
介護	2.36%	12,063	6,026

5 税率改正の理由及び必要性

国保を取り巻く以下のような状況により、税率の引き上げが必要

➤ 被保険者の減少による税収の減少

被保険者数：令和5年12月末15,661人⇒令和6年12月末15,007人

1年間で654人の減

➤ 県全体の被保険者一人当たりの医療費の増加

令和6年度一人当たり医療費(3~11月)は、令和5年度に比べ2.4%増加

➤ 基金保有額の大幅な減少

《基金保有状況の推移》

令和4年度末 基金残高	令和5年度末 基金残高	令和6年度基金 取崩見込額	令和6年度末 基金残高見込
4億3,935万円	2億1,887万円	8,756万円	1億3,157万円

- 小規模な保険者では医療費の動向等により財政が不安定になりやすいという課題を、都道府県化することで安定的な財政運営を図り、県内で公平な保険料負担により医療費負担を分かち合い支え合うため、令和9年度に保険料を統一予定。

6 税率改正の方向性

- ① 「現行税率」と「令和9年度の標準保険料率（推計）」との差※1を令和7～9年度の3箇年で段階的に縮めていく必要があるため、令和7年度においては、概ねその差の1/3程度※2を目安として引き上げを行うものです。

現行税率 (R6)

	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療	7.0%	24,500	20,000
支援	2.5%	8,300	6,600
介護	2.3%	10,000	6,300

【参考】R9標準保険料率（推計）

	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療	8.05%	33,505	22,716
支援	3.10%	12,634	8,565
介護	2.59%	12,496	6,242
現行→R9 との差※1	+1.94%	+15,835円	+4,623円

※2	(参考：3箇年で均等に引き上げる場合)		
	+0.65%	+5,278円	+1,541円

※ 令和9年度の標準保険料率（推計）は、県の医療費適正化計画に基づく医療費伸び率（年2.5%）および後期高齢者支援金、介護納付金のこれまでの伸び率をもとに推計したもので、現在、国で進められている社会保障改革の影響等は含んでおりません。

- ② 物価高騰等の影響があることから、低所得者や多子世帯に配慮し、均等割、平等割の引き上げは、目安とする1/3の額よりも抑えた額とします。
- ③ 令和6年度末の基金残高見込み及び令和8年度以降の基金活用予定等を踏まえ、令和7年度は、基金を6千万円活用します。